

各 位

2022年3月23日

株式会社 山と溪谷社

<https://www.yamakei.co.jp/>

「その生き物、採っても大丈夫？」
自然の生き物たちに関連する法律を分かりやすくまとめた『いきもの六法』を刊行！

インプレスグループで山岳・自然分野のメディア事業を手がける株式会社山と溪谷社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：二宮宏文）は、2022年3月25日、『いきもの六法 日本を自然を楽しむ、守るための法』を刊行いたします。



みなさん、自然の生き物を捕まえたり、飼ったりしていたときに、ふとこんなことを疑問に思ったことはありませんか？

「公園で虫を捕ってもいいの？」

「川の土手の山菜を採ってもいいの？」

「外来種って、飼っちゃだめなの？」

「絶滅危惧種が採れちゃったらどうすればいいの？」

そんな疑問に答える1冊が登場しました！

日本には自然や生き物を守るためにいろいろな法律があります。しかし、法律によって目的が違ううえに、規制内容も「採ってはダメ！」「売買は禁止！」なさまざまです。さらに、法律によって管轄する省庁も違うし、自治体独自の条例もあつたりとかなり複雑です。

複雑な法律をすべて覚えられない！と不用意にSNSにアップロードした写真が規制対象種だったために炎上してしまった…ということになってしまうこともあります。



本書籍はそんな複雑にからみあつた法律を「日本中どこでも採ってはダメな昆虫」といった形で、生物・環境ごとに章分けした上で、法規制が「種・場所・種と場所・その他」のどれに対してかかっているのかで分類し、わかりやすく紹介します。

法律や法律に基づく規制対象種、規制行為は刻々と変化します。このため、本書籍では基本的な部分は紹介していますが、最新の情報は各ページに掲載しているキーワードをもとに、皆さんにインターネットを通じて検索をしてもらうという方法をとっています。



① 第1章では、自然の生き物に関する7つの法律や条例を詳細に解説

正しい情報の探し方

法律や法律に基づく規制対象種、規制行為は刻々と変化します。このため、本書籍では基本的な部分は紹介していますが、最新の情報は皆さんにインターネットを通じて検索をしてもらうという方法をとっています。各ページに掲載されている「○○○○(キーワード) Q.検索」という形の検索キーワードで検索を行って最新の情報を確認してきましょう。

掲載しているキーワードは、その法律を検索しやすくするための言葉を入れていますが、使用する検索エンジンの違いやパソコンサイズ検索による個人差などによって、検索結果が異なることも少なくありません。このため、正しい情報にたどり着くためのコツをまとめました。

①公式の情報を手に入れよう

最近では法律をわかりやすく SNS やブログ、動画などにまとめている人もいます。正確にまとまっている場合もありますが、情報が古かったり、一部の情報が抜けていたり、間違った情報が出ていることもあります。このため、最新の情報はその法律を管轄している各官庁や自治体のページを確認するようにしましょう。

② 本書籍では法律の最新情報はインターネットを通じて検索してもらうという方法をとっているため、検索を行う際に正しい情報にたどり着くためのコツもまとめています

付表		※番号は指定名・指定基準の日付と一致する ※データは2022年1月31日現在のものです	
【昆虫】			
①-1 種指定の天然記念物 (文化財保護法) ㊦P.32		①-2 場所指定の天然記念物(文化財保護法) ㊦P.34	
指定名	指定地	指定名	指定地
アサヒゴケモク	愛知県岡崎市	国崎ツシボタル発生地	愛知県岡崎市
ウスバキチョウ	滋賀県大津市	長良川ツシボタル発生地	岐阜県大津市
オガサワラマンボ	茨城県笠間市	片貝ヒメハルゼミ発生地	茨城県笠間市
オガサワラトンボ	鳥取県鳥取市	キマダラツバキバチの生息地	鳥取県鳥取市
オガサワラマダラ	京都府京都市	法清川のゲンジボタルおよびその生息地	京都府京都市
オガサワラシジミ	高知県高知市	高知市のふたアザガハおよびその生息地★	高知県高知市
オガサワラセシジミ	山口県長門市	木原川・音信川ゲンジボタル発生地	山口県長門市
オガサワラマダラ	宮城県栗原市	沢田ゲンジボタル発生地	宮城県栗原市
オガサワラマダラ	長野県下高井郡山ノ内町	志賀高原石の部のゲンジボタル生息地	長野県下高井郡山ノ内町
オガサワラマダラ	千葉県松戸市	鶴城ヒメハルゼミ生息地	千葉県松戸市
オガサワラトンボ	宮城県登米市	長瀬川ゲンジボタル生息地	宮城県登米市
カラフルバシジミ	滋賀県米原市	長岡のゲンジボタルおよびその生息地★	滋賀県米原市
ゴキツバシジミ	新潟県光魚川市	能生ヒメハルゼミ生息地	新潟県光魚川市
シマアザナ	福岡県みやま市・景徳市	船小瀬ツシボタル発生地	福岡県みやま市・景徳市
ダマセウタカヒカゲ	徳島県吉野川市	吉野川ツシボタル生息地	徳島県吉野川市
ハナダラトンボ	山口県山口市	山口ゲンジボタル発生地	山口県山口市
ヒメチマダラセリ	奈良県奈良市	ルミシジミ生息地	奈良県奈良市
ヤマトチナガゴケ	北海道川上郡弟子屈町	和野ヒメハルゼミ生息地	北海道川上郡弟子屈町

③ 各法律の規制対象は付表として巻末に掲載。対象種が何だったか気になった際などに役立ちます

Q5. 捕った昆虫が絶滅危惧種だと言われましたが、違法ですか？

A. 違法となるケースがあるので注意しましょう

環境省や都道府県がまとめているレッドリストのうち「絶滅危惧Ⅰ類」「絶滅危惧ⅠA類」「絶滅危惧ⅠB類」「絶滅危惧Ⅱ類」のいずれかの保全状況に分類された生物種を「絶滅危惧種」とした場合、絶滅危惧種の採集が必ずしも違法となるとは限りませんが、これはレッドリストに自体は法的拘束力はなく、採集などを禁じるものではありません。

しかし、種の保存法による国内希少野生動物種指定種はレッドリスト掲載種から指定されている場合が多いため、絶滅危惧種の採集が違法となる可能性があります。また、地方条例でも環境省や都道府県のまとめたレッドリストをベースとして採集などを規制する種を決めていることが多く、絶滅危惧種の採集が違法となる可能性もあります。

一方で、すべての絶滅危惧種の採集が違法となるわけではなく、種類によっては種の保存法などの指定種とならなくても、採集が違法行為とならない場合もあります。しかし、違法とならない種としても現在の個体数が減っているために「絶滅危惧種」としてリスト入りしており、むやみな採集はやめておきましょう。

「絶滅危惧種」は、種の保存法や文化財保護法だけでなく、都道府県や市町村条例などで規制対象となっているケースがあります。もし絶滅危惧種を採集対象とする場合、しっかりと法律や条例の対象となっていないかを確認した上、採集しすぎないなどのマナーを守りましょう。

違法行為をしないためのチェックリスト【昆虫編】

どれか1項目でも該当した場合、採集を行うと法律違反となります。すべての項目が問題なかった場合でも、法律だけでなくマナーも守って昆虫採集を楽しみましょう。

①種について

見つけた「採」している昆虫は…	チェック	アザナ
天然記念物(種指定)ですか？	<input type="checkbox"/>	対象種は採集してはいけません。種ごりでも違法となる可能性があります。㊦P.32
国内希少野生動物種ですか？	<input type="checkbox"/>	対象種は採集してはいけません。採集や持ち帰る行為は許されません。㊦P.33
特定第一種国内希少野生動物種ですか？	<input type="checkbox"/>	対象種は採集してはいけません。採集や持ち帰る行為は許されません。㊦P.33
特定野生動物種はありますか？	<input type="checkbox"/>	対象種は採集してはいけません。採集や持ち帰る行為は許されません。㊦P.37

②場所について

採集している場所は…	チェック	アザナ
天然記念物(種指定)ですか？	<input type="checkbox"/>	指定種は採集してはいけません。種ごりでも違法となる可能性があります。㊦P.32
国立・国定公園の特別保護地域ですか？	<input type="checkbox"/>	指定種は採集してはいけません。採集や持ち帰る行為は許されません。㊦P.29
国立自然公園保全地域ですか？	<input type="checkbox"/>	指定種は採集してはいけません。採集や持ち帰る行為は許されません。㊦P.30
採集禁止が定められている場所ですか？	<input type="checkbox"/>	指定種は採集してはいけません。採集や持ち帰る行為は許されません。㊦P.36

③種と場所について

見つけた「採」している昆虫と場所は…	チェック	アザナ
天然記念物(種と場所指定)ですか？	<input type="checkbox"/>	指定種は採集してはいけません。種ごりでも違法となる可能性があります。㊦P.34
国立・国定公園の特別保護地域の指定種はありますか？	<input type="checkbox"/>	指定種は採集してはいけません。採集や持ち帰る行為は許されません。㊦P.29
国立自然公園の特別保護地域の指定種はありますか？	<input type="checkbox"/>	指定種は採集してはいけません。採集や持ち帰る行為は許されません。㊦P.30
自然保護法による指定種や指定場所はありますか？	<input type="checkbox"/>	指定種は採集してはいけません。採集や持ち帰る行為は許されません。㊦P.36

④その他の規制について

採集方法として採集している方法は…	チェック	アザナ
採集方法が採集を違法にしている場合は…	<input type="checkbox"/>	国立・国定公園の特別保護地域に無許可で採集行為(アザナ)を行うと違法となります。自然公園法上の生物種の採集は違法となります。地方条例によって禁止されている採集方法もあります。立ち入りや持ち帰る行為は無許可で行う場合は違法となる場合があります。

④ 生き物好きなら「これって違法なの？」と疑問に思ったことがあるようなものはQ&Aに。生き物採集を行う前に確認しておきたいチェックリストやコラムなども充実！

※本書籍に掲載している内容は2022年1月31日時点でのものです。

【目次】

正しい情報の探し方

- 第1章 生き物を守るための法律や条例
なぜ法律は複雑なのか？ 法律のリテラシー
知っておくべき7つの法律や条例
 - 第2章 すべての生き物をとってはいけない場所
 - 第3章 昆虫採集
 - 第4章 植物採集・山菜（キノコ）採り
 - 第5章 鳥類・哺乳類
 - 第6章 爬虫類・両生類
 - 第7章 川や湖沼での生物採集・釣り
 - 第8章 海での生物採集・釣り
 - 第9章 飼育・栽培・購入
- 付表

【コラム】

- ・南西諸島の世界遺産登録と法律
- ・法律に違反している人を見つけてしまったら…？
- ・狩猟免許と対象種・猟法の概要
- ・希少種と外来種の捕獲・飼育などの申請の実際
- ・傷病生物を見かけたら…？
- ・南西諸島で採集などを行うときの注意点

【監修者プロフィール】

●監修 中島 慶二

江戸川大学社会学部現代社会学科教授・国立公園研究所長。国立公園や自然遺産など自然保護と地域づくりの現場で環境省レンジャーとして長く実務に携わる。法律制定や予算新設など全国的な制度改正にも携わり、ワシントン条約やラムサール条約に基づく国際協力、全国の鳥獣被害対策など、自然環境行政の最前線で現実の課題と向き合ってきた。共著に『日本の国立公園論』（南方新社）ほか。

●監修 益子 知樹

元茨城県農林水産部次長兼漁政課長。茨城県庁入庁以来、一貫して水産業に関する業務に携わる。現在は、これまでの経験を生かし、水産関係のコンサルタントとして活動を行っている。趣味はフライフィッシング。

【商品詳細】

書名：『いきもの六法 日本の自然を楽しみ、守るための法律』

監修：中島慶二・益子知樹

編：山と溪谷社いきもの部

定価： 1,980円（本体1,800円＋税10%）

発売日：2022年3月25日

仕様： 4C+1C・A5判 128ページ

<https://www.yamakei.co.jp/products/2821590510.html>

【山と溪谷社】 <https://www.yamakei.co.jp/>

1930年創業。月刊誌『山と溪谷』を中心に、国内外で山岳・自然科学・アウトドア等の分野で出版活動を展開。さらに、自然、環境、ライフスタイル、健康の分野で多くの出版物を展開しています。

【インプレスグループ】 <https://www.impressholdings.com/>

株式会社インプレスホールディングス（本社：東京都千代田区、代表取締役：松本大輔、証券コード：東証1部9479）を持株会社とするメディアグループ。「IT」「音楽」「デザイン」「山岳・自然」「航空・鉄道」「モバイルサービス」「学術・理工学」を主要テーマに専門性の高いメディア&サービスおよびソリューション事業を展開しています。さらに、コンテンツビジネスのプラットフォーム開発・運営も手がけています。

以上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社山と溪谷社 担当：平野
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング
TEL03-6744-1900 E-mail: info@yamakei.co.jp
<https://www.yamakei.co.jp/>